

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第11号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) <u>高等学校又は特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、寄宿舎主任、寄宿舎副主任、講師（常時勤務する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）</u>、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) <u>観光政策課の専門員（世界ジオパークネットワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。）</u></p> <p>(5) <u>子ども発達支援室の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 公文書館の<u>県史編さん室長、総括専門員及び専門員、保育専門学院の部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主幹、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教務主幹、教務主任及び講師</u></p> <p>(8) <u>男女共同参画センターの企画員（学校との連</u></p>	<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) <u>高等学校、特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、寄宿舎主任、寄宿舎副主任、講師（常時勤務する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）</u>、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) <u>障害福祉課の副主幹（子ども発達支援室の副主幹で学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。）</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 公文書館の<u>県史編さん室長、総括専門員及び専門員、保育専門学院の次長（教務の職務を行う者に限る。）</u>、部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教務主幹、教務主任及び講師</p> <p>(7) <u>男女共同参画センターの副主幹（学校との連</u></p>

携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)

(9) 略

(10) 略

(11) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹(地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹(社会教育又は学校教育を担当する者に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びにスポーツ振興課の生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事

(12) 略

(13) 略

(14) 博物館の専門員及び学芸員補(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)

(15) 略

(16) 略

(17) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中学校又は小学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。)、助教諭及び養護助教諭

(2)~(4) 略

(5) 観光政策課の専門員(世界ジオパークネットワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。)

(6) 子ども発達支援室の副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。)

(7) 略

(8) 略

(9) 男女共同参画センターの企画員(学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)

携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)

(8) 略

(9) 略

(10) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹(地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹(社会教育又は学校教育を担当する者に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) スポーツセンターの生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中学校又は小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。)、助教諭及び養護助教諭

(2)~(4) 略

(5) 障害福祉課の副主幹(子ども発達支援室の副主幹で学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。)

(6) 略

(7) 略

(8) 男女共同参画センターの副主幹(学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)

(10) 略

(11) 略

(12) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びにスポーツ振興課の生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事

(13) 略

(14) 略

(15) 博物館の専門員及び学芸員補（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

4 略

（研究職給料表）

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 水産試験場の場長、次長、部長、室長、特別研究員及び研究員

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) スポーツセンターの生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事

4 略

（研究職給料表）

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1) 文化政策課の学芸員

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 水産試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(8) 栽培漁業センターの所長、室長、特別研究員及び研究員

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)~(6) 略

(7) 福祉保健部の医療政策監

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 総合事務所福祉保健局福祉保健課の保健衛生係長(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛生技師

(3) 総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が定めるものに限る。)、副局長(人事委員会が定めるものに限る。)、参事(人事委員会が定めるものに限る。)、環境・循環推進課の課長(人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、動物・鳥獣係長、動物・自然公園係長、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛生技師

(4)~(7) 略

3 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)~(6) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 総合事務所福祉保健局福祉保健課の衛生技師

(3) 総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が定めるものに限る。)、副局長(人事委員会が定めるものに限る。)、環境・循環推進課の課長(人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、環境衛生係長、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、食品係長、動物・自然公園係長、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛生技師

(4)~(7) 略

3 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。